

消防法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 改正の内容

一 過疎地域等において、市町村が救急業務の適切な実施を図るための措置として総務省令で定める事項を記載した計画を定めたときは、救急隊は、救急自動車一台並びに救急隊員二人以上及び准救急隊員一人以上をもって編成することができることとする。 (第四十四条第二項関係)

二 准救急隊員は、救急業務に関する基礎的な講習で総務省令で定めるものの課程を修了した等の消防職員(消防吏員を除き、常勤の職員及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。)をもって充てなければならないこととする。 (第四十四条第六項関係)

三 その他所要の改正を行うこと。

第二 施行期日等

一 この政令は、平成二十九年四月一日から施行すること。 (附則第一項関係)

二 関係政令について、所要の規定の整理等を行うこと。